

2024年8月7日

受益者の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）（愛称：ベストシックス）
繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）（愛称：ベストシックス）」は、2006年6月に受益権口数約14億口で設定され、2007年11月には約263億口まで増加しましたが、その後は長期間にわたり資金流出が続き、2024年6月末時点で約4億口まで減少しています。今後も残存口数の減少が続くと、運用の効率性が低下することも懸念されます。

つきましては、以下の信託約款の規定に基づき、2024年10月28日をもって繰上償還させていただきたく、お知らせ申し上げます。

信託約款第43条（信託契約の解約）第1項（抜粋）

委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この度の繰上償還につきご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の日程

- ① 電子公告掲載日 2024年8月6日
※弊社ホームページ (<https://www.daiwa-am.co.jp/>) 上で公告しております。
- ② 異議申立期間 2024年8月7日～2024年9月13日
- ③ 異議申立結果の掲載 2024年9月25日
※弊社ホームページ上に掲載いたします。
- ④ 繰上償還予定日 2024年10月28日

2. 繰上償還に反対される受益者の方へ —異議申立ての方法—

当ファンドの繰上償還に反対される受益者の方は、異議を申立てることができます。

※ 繰上償還にご同意いただける場合は、特に何もしていただく必要はございません。

繰上償還に反対される受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、弊社（大和アセットマネジメント）の下記窓口宛てに、ご郵送にて異議をお申立てください。なお、この申立ては、2024年9月13日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

① 宛先

〒100-6753 東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウノースタワー
大和アセットマネジメント（株）
「ベストシックス」繰上償還に関する取扱窓口

② ご記入内容

- (ア) 郵便番号、住所
- (イ) 氏名、ふりがな、捺印（認印可）
- (ウ) 電話番号（平日の日中連絡先）
- (エ) ファンド名、保有口数（2024年8月7日現在）
- (オ) 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号
- (カ) 繰上償還に反対する旨

（記載例）

- ア) 〒X X X- X X X X
東京都千代田区…
- イ) ^{だいわ たろう}大和 太郎 ㊞
- ウ) X X X -X X X X- X X X X
- エ) ベストシックス
〇〇〇口
- オ) 関西みらい銀行 〇〇支店
口座番号 X X X X
- カ) 繰上償還に反対します。

※ 当ファンドを複数の支店の口座でお持ちの方は、すべての支店名、口座番号をご記入ください。

※ 保有口数、口座番号に関するお問い合わせは、販売会社のお取扱窓口へお願いいたします。

（注）上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申立てをお受けできなくなる場合があります。

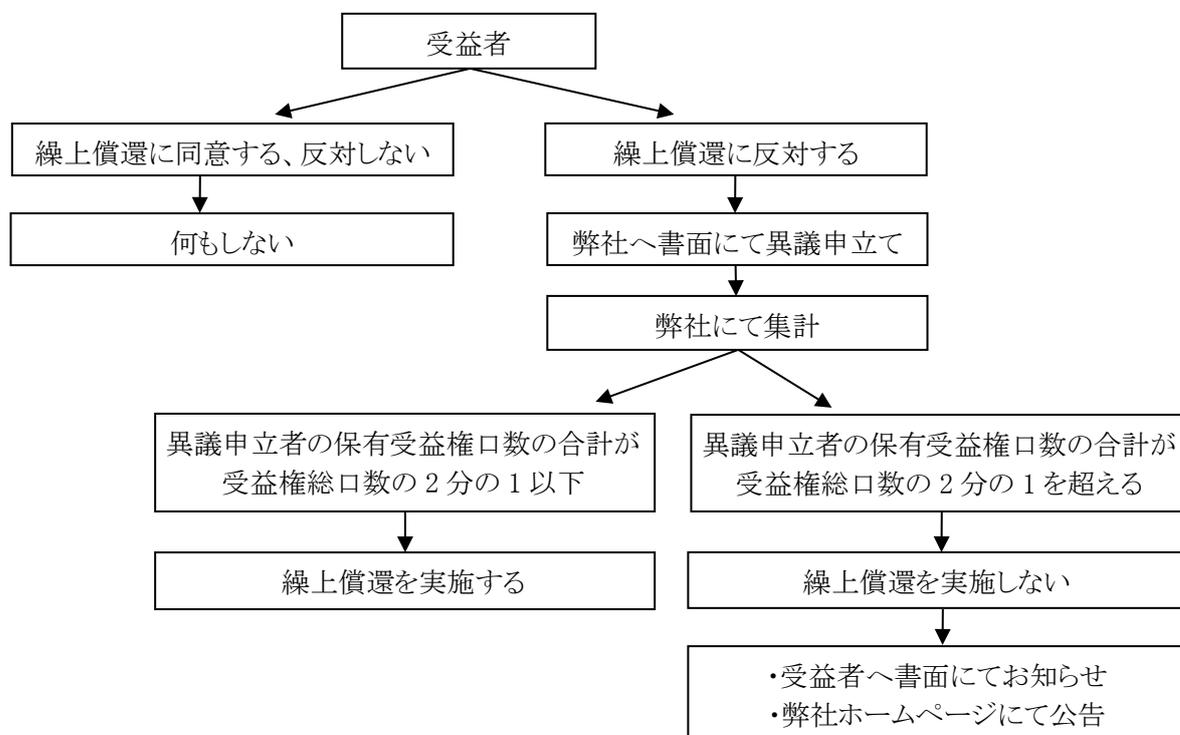
（注）異議申立書面に記載された受益者の方の個人情報は、当ファンドの繰上償還にかかる事務遂行を目的として、取扱販売会社、弊社、受託会社および再信託受託会社の間で共同して利用させていただきます。

3. 繰上償還の決定方法

異議を申立てた受益者の方の受益権の合計口数が2024年8月7日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定どおり2024年10月28日をもって繰上償還いたします。異議申立手続きの結果につきましては、2024年9月25日付で弊社のホームページに掲載いたします。

異議申立ての受益権合計口数が2024年8月7日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行ないません。この場合、繰上償還を行なわない旨を弊社ホームページ上にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様へお知らせいたします。

4. 異議申立手続きの流れ



5. 繰上償還に反対される受益者の方へ ―買取請求手続きについて―

当ファンドの繰上償還が実施されることとなった場合には、異議を申立てた受益者の方は、保有されている当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを受託会社に対して請求することができます。

買取請求の手続きに関する詳しいご案内は、異議申立手続きの結果が確定した後、異議を申立てた受益者の方へ郵送いたします。

※ 買取請求期間は、2024年9月26日から同年10月15日までとなります。

※ 買取価格は、受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額となります。

※ 異議を申立てた方が必ず買取請求をしなければならないわけではなく、繰上償還日まで引き続き保有すること、または、従来どおり販売会社において解約請求をすることができます。

6. 繰上償還に関するお問い合わせ先

大和アセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号：0120-106212（営業日の9:00～17:00）

なお、保有口数、口座番号に関するお問い合わせは、販売会社のお取扱窓口へお願いいたします。

以上